

## 神戸市SDG sプロジェクト企業向けピッチイベント開催業務 事業者公募要領

### 1. 業務名称

神戸市SDG sプロジェクト企業向けピッチイベント開催業務

### 2. 業務の内容

別紙「神戸市SDG sプロジェクト企業向けピッチイベント開催業務 仕様書」のとおり

### 3. 契約の内容

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

#### (2) 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

#### (3) 契約上限額・見積限度額

①イベント運営・広報・参加者集客に係る部分の契約上限額

金3,300,000円（消費税・地方消費税を含む）

②寄附につながった際の報酬の契約上限

成果報酬型 寄附金額の10%以内（消費税・地方消費税を含む）

#### (4) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

#### (5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

#### (6) 契約書案

別紙「頭書及び委託契約約款」の通り

#### (7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4. 事業者選定スケジュール

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 公募要領等の配布開始    | : 令和6年7月18日（木）      |
| (2) 企画提案書の提出期限    | : 令和6年8月30日（金）17時まで |
| (3) 企画提案会の開催      | : 令和6年9月3日（火）（予定）   |
| (4) 受託候補者の決定・契約締結 | : 令和6年9月上旬（予定）      |

### 5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 契約の履行に関し、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

## 6. 参加申請の手続き

### (1) 各書類の配布・提出場所

#### ①配布開始日

令和6年7月18日（木）

#### ②配布場所

神戸市ホームページに掲載

※ダウンロード出来ない場合はメールにて送付しますので、本要領10のメールアドレスまでお問い合わせください。

#### ③配布資料

- ア 事業者公募要領（本書）
- イ 仕様書
- ウ 契約書案（頭書及び委託契約約款）
- エ 提出様式一式

### (2) 質問方法

提案に当たって、質問事項のある場合は電子メールにより、令和6年8月5日（月）正午までに本要領10のメールアドレスまで送信すること。応募者間の公平を確保するため、必要と認めた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに令和6年8月8日（木）より掲載する。

なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

## 7. 企画提案の手続き

### (1) 提出期限

メール（PDF形式）により令和6年8月30日（金）17時まで（必着）

※容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

※提出後に電話による到着確認を行うこと。

### (2) 提出書類

#### ①提案申請書（様式1号）

- ②参加資格確認書（様式2号）
- ③企画提案書（様式任意）
- ④業務実績調書（様式3号）
- ⑤見積書（様式任意）
- ⑥その他補足資料（様式任意）

(3) 作成要領

③企画提案書

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。また、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

ア イベントの企画運営業務（仕様書5）

- ・本業務に対する考え方、実施方針、企画内容
- ・スケジュール
- ・イベントの内容（ゲスト登壇者・司会者案、タイムテーブル）
- ・イベント演出イメージ（既存イベントの動画の提出やURLの提示も可）
- ・会場装飾イメージ（イメージがわかるものであれば既存の画像で可）
- ・集客・寄附呼びかけの具体的な方法

イ 本業務にかかる実施体制・支援体制、市との連絡体制

⑤見積書

- ・業務内容ごとの内訳を記載すること。
- ・寄附獲得時の報酬について、10%（消費税・地方消費税を含む）以内での割合を記載すること。

## 8. 選定方法・結果の通知・契約

- (1) 提出書類に関するヒアリングは必要に応じて実施する。
- (2) 本企画提案の審査は、下記の審査基準に沿って「神戸市SDGsプロジェクト企業向けピッチイベント開催業務委託団体審査委員会」が行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。
- (3) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- (4) 最高得点者が複数ある場合は、企画内容の点が最も高い者を契約候補者とする。企画内容の点の最高得点者も複数ある場合は、業務遂行能力の点が最も高い者を契約候補者とする。それでもなお、最高得点者が複数ある場合は、当該募集事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて契約候補者を決定する。
- (5) 提案事業者が1社であった場合には、評点が6割以上であれば業務委託予定者とする。
- (6) 選定結果の通知  
令和6年9月上旬に、応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知予定。

## 評価基準

評価項目	内容	配点
企画内容 (50 点)	事業の目的、ターゲットを十分に理解した企画内容となっているか	10 点
	事業の目的に対し、効果的なイベント内容 (タイムテーブル) が提案されているか	10 点
	事業の趣旨を踏まえた、魅力的な会場イメージとなっているか	10 点
	提案者の独自のネットワークを生かした効果的な参加企業集客・寄附呼びかけ手法が提案されているか	20 点
業務遂行能力 (20 点)	事業スケジュールが具体的で妥当か	10 点
	実施体制 (責任の明確化や人員配置) は十分か	10 点
業務実績評価 (10 点)	企業版ふるさと納税マッチング業務やピッチイベント開催など、本業務と類似する業務の実績があるか	10 点
見積額① (5 点) (イベント運営)	以下の計算式に基づき算出する。(小数点以下切り捨て) 全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格×5 点	5 点
見積額② (5 点) (寄附獲得報酬)	提案内容に対して適切な見積金額 (成果報酬率) となっているか	5 点
地域性 (10 点)	提案者が神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
合計 (100 点)		

## 9. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報 (個人情報、法人の正当な利益を害する情報等) を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
  - ア 提出期限を過ぎてから提出されたもの
  - イ 提出物に不足があるもの
  - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
  - エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募の参加は無効とする。

## 10. 問い合わせ先及び書類の提出先

神戸市企画調整局SDGs推進課 (杉山・阿部)

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館12階

電話：078-322-5188

FAX：078-322-0323

MAIL：sdgs@office.city.kobe.lg.jp